

平成 30 年度第 2 回二宮町空家等対策協議会 会議録

開催日時		平成 30 年 10 月 5 日（金）14 時 00 分～15 時 30 分
開催場所		役場 2 階 第 1 会議室
出席者	委員	出席 15 名 齊藤委員 松下委員 鈴木委員 宍戸委員 大西建築士（内海委員代理） 松木委員 吉川委員 矢部委員 吉田委員 小宮委員 山本委員 宮戸委員 大石委員 羽太委員 村田委員（二宮町長）
	二宮町	椎野都市部長
	事務局	宮下都市整備課長 大谷計画指導班長 山口主任主事
	傍聴者	0 名
会議次第		<p>1. 開 会 （1）会長あいさつ</p> <p>2. 議題 （1）空き家に関するセミナー及び相談会の開催について （2）特定空家等判定基準（案）及び特定空家等判定審査会（仮称）について （3）その他</p> <p>3. 閉会</p> <p>資料 1 空き家セミナー及び相談会開催要項 資料 2 二宮町特定空家等判定基準（案） 資料 3 二宮町特定空家等審査会条例（案） 参考 1 空き家セミナー及び相談会開催チラシ 参考 2 全国版空き家・空き地バンクへの参画について 参考 3 二宮町シルバー人材センターとの協定について 参考 4 平成 30 年度空き家対策の担い手強化・連携モデル事業について</p>

1. 開会

2. 会長あいさつ
副会長あいさつ

3. 議題 (○委員意見 ●町意見等)

(1) 空き家に関するセミナー及び相談会の開催について

- 事務局より資料1について説明
- 8件の申込みはセミナーのみですか。
- セミナーで8名、相談会が7名です。セミナーも受講し、相談会にも参加される方が大半です。
- 広報はいつから開始されていたのですか。
- 広報開始は9月25日から行っています。皆様のお手元に届いたのはそれから2～3日後になったと思います。
- 売却や賃貸の具体的な話があった場合、一旦、町で調整を行うのでしょうか。所属団体の選出なので、自分が率先して対応するのは難しいです。
- 継続を希望される場合は、町が一旦預かるとなっておりますが、団体の名簿や連絡先を提供するとなると、各団体に直接連絡がいくこともあり得るわけですね。
- まずは、相談者からの相談を町で一旦お預かりします。そこで、相談者の希望も伺い、団体の事務局にその旨をお伝えしてご判断をいただきたいと考えています。団体には、町を通さず、直接連絡されることもあり得ます。
- 町に相談があった場合、町の空き家バンクに登録を促すようなことはしないのでしょうか。
- ご案内はさせていただきますが、登録を強制できるものでもありませんので、まずはご案内という形でやっていきたいと考えています。
- 相談会時はネームプレートを用意されるのでしょうか。
- こういった形になるかは未定ですが、ご用意します。
- 相談会では個別の事情もお話されるかと思いますが、他人に聞かれないような配慮はされるのでしょうか。
- 相談会は相談をするためだけの部屋を用意します。周囲の声も聞こえてしまうようなこともあるかと思いますが、入室の制限をかけ、可能な限り配慮はしたいと考えています。
- それぞれ個室を用意することはできないのでしょうか。
- 町の施設で複数の個室を用意することはできませんので、極力配慮して配置等を行いたいと思います。
- 団体に登録している名簿を配布したいとのことですが、町内の登録者に限ったものがよいのでしょうか。
- すでに各団体で作成しているものがあれば、それで構いません。名簿の内容や問合せ先の記載については、各団体にお任せしたいと考えていま

す。

- セミナーや相談会の内容は今後共有されるのでしょうか。
- アンケートの実施を予定しておりますので、まとめて共有させていただくことになると思います。
- 相談シートが示されておりませんが、どうなっているのでしょうか。
- 本日の資料としてお配りはしていませんが、氏名及び連絡先、相談内容等を記載していただくような様式を用意しております。

(2) 特定空家等判定基準（案）及び特定空家等判定審査会（仮称）について

- 事務局より資料2及び資料3について説明
- 建物と土地の所有者が異なる場合が想定されていないようですが、その場合どうされるのでしょうか。
- そうしたケースもあるとは思いますが、実際には個別に検討しながら対応することになると思います。
- 協議会にも法律の専門家がいらっしゃるの、後日ご意見を伺いたいと思います。
- 特定空家等に認定してから執行までどの程度の期間を想定されていますか。やはり1年とかその程度かかってしまうのでしょうか。
- 2年～3年くらいのイメージをもっています。やはり、他市町村の様子をみると、その程度は必要だと考えています。
- それが現実だと思います。時間がかかるということは、適正な管理を促進する必要があるということです。

(3) その他

- 事務局より、参考1～参考4について説明
- 全国版空き家バンクは2種類あったかと思いますが、なぜ片方だけなのでしょう。
- まずは市町村の登録件数が多いLIFULLに登録をさせていただきました。今後の動きが良ければ、もう一方にも登録を検討します。
- 町空き家バンクの情報をすべて掲載するのでしょうか。
- 掲載したいと考えていますが、所有者の方の希望もありますので、確認をしながらになると思います。
- 町バンクに掲載されると、成約まで掲載され続けるのでしょうか。
- 削除希望がなければ、掲載を続けています。
- 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業は魅力的な取組みだと思います。具体的にはこういった取組みをされるのでしょうか。
- モデル事業について、委員2名より説明
- 全国版空き家バンクに登録されたことは移住者に魅力的にうつるのでしょうか。

- 登録件数が0件では意味がないので、認知していただくことが重要だと思います。
- 地区の防災訓練にあわせて、空き家の調査をしましたが、空き家の実態も変化しているようです。空き家データベースの更新は予定されているのでしょうか。地区だからこそ、分かる情報もあるかと思います。
- 空き家の状況をリアルタイムで把握することは難しいため、全地区一斉の調査は難しいと思います。地区の方にご協力をいただくなど、データベースの更新について、引き続き研究していきたいと考えています。
- 平成 29 年度に地区長にお願いをして、実態調査を行いました。また、セミナーの開催チラシを送付したところ、20 件程度の返戻がありました。あまり頻繁に地区にお願いをするのも負担となってしまうので、今後の状況を踏まえて、また協力をお願いできたらと考えています。
- 一色再生協議会の平成 31 年度の活動ですが、空き家対策部会が新設されることとなりました。今後、町との連携も具体化できるのではないかと思います。
- 国交省のモデル事業ですが、神奈川県居住支援協議会と一般社団法人かながわ FP 生活相談センターも事業採択されています。
- 16 日のセミナーですが、特定空家等に対する措置と相続税の控除について説明をさせていただきます。事前に相談シートをいただければ、相談内容に合わせて、講演内容の再検討も行います。
- 協議会委員の皆様も是非、お時間があればご参加いただければと思います。

以上